

岐阜県公報

目次

告示

保安林における許可をすべき皆伐面積の限度

(治 山 課)

ページ

告示

岐阜県告示第四百八十三号

保安林の平成二十二年における皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により公表する。

平成二十二年九月一日

岐阜県知事 古 田 謙

保安林 単位区域	同一の単位とされる保安林の集団	皆伐面積の限度たる面積 (単位：ha)	
		水源かん養 保安林	土砂流出 防備保安林
高 原 川	高山市（旧上宝村の区域に限る。）入 飛驒市（旧神岡町の区域に限る。）	1,514.46	415.22
宮 川	高山市（旧高山市、旧丹生川村、旧清見村、旧宮村及び旧国府町の区域に限る。）入 飛驒市（旧神岡町の区域を除く。）	2,892.76	516.92
庄 川	高山市（旧莊川村の区域に限る。）入 大野郡	1,393.44	872.84
飛驒川上流	高山市（旧久々野町、旧朝日村及び旧高根村の区域に限る。）	1,002.94	184.21
飛驒川中流	下呂市	1,062.77	380.33
飛驒川下流	美濃加茂市、加茂郡	133.20	259.20
長良川上流	郡上市	948.16	533.78
	岐阜市、関市、美濃市、各務原市、山県		

